

用語の説明

【女子差別撤廃条約】

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、締約国に対し、政治的及び公的活動、経済的及び社会的活動における差別の撤廃のための措置をとるよう求めている。

昭和54(1979)年の国連総会において採択され、日本は昭和60(1985)年に締結している。

【ナイロビ将来戦略】

「国連婦人の十年」の成果の検討・評価を行い、女性の地位向上を妨げている障害を指摘し、基本戦略や具体的措置等、各国の行動計画の指針を示している。

昭和60(1985)年、ケニアのナイロビにおいて開催された世界会議で採択された。

【北京宣言及び行動綱領】

女性の地位向上の視点から緊急かつ優先的に行動を起こすべき、12の「重大問題領域」を取り上げ、これらは各分野での最も重要な国際公約となっている。

平成7(1995)年、北京で開催された世界会議で採択された。

《12の重大問題領域》

- (1)女性と貧困 (2)女性の教育と訓練 (3)女性と健康 (4)女性に対する暴力
- (5)女性と武力紛争 (6)女性と経済 (7)権力及び意思決定における女性
- (8)女性の地位向上のための制度的な仕組み (9)女性の人権
- (10)女性とメディア (11)女性と環境 (12)女兒

【男女共同参画社会基本法】

男女共同参画社会の形成に関する基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを定め、社会のあらゆる分野において、国、地方公共団体及び国民の取組みが総合的に推進されることを目的とした法律。

【男女雇用機会均等法】

雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図ることなどを目的とした法律。

【育児・介護休業法】

1歳に満たない子を養育する労働者、家族の介護を必要とする労働者は、男女を問わず一定期間休業できることを定めた法律。

【次世代育成支援対策推進法】

国や地方公共団体、従業員301人以上を雇用する企業に対し、子育て支援の行動計画策定を義務付けた法律。

【特定事業主行動計画】

次世代育成支援対策推進法により策定が義務付けられたもので、事業主としての国や地方公共団体が、職員の仕事と家庭の両立等に関し、目標達成のために講じる措置を定めたもの。

【家族経営協定】

家族（農業・漁業）経営にたずさわる各家族従事者が意欲と生きがいを持って取り組んでいけるよう、経営方針・就業条件・役割分担などについて話し合いに基づき取り決めをすること。

【性別役割分担意識】

「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表されるように、長い歴史の中で作られた、性別によって役割を分担するのが当然とする意識。

【ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)】

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

【セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)】

性的嫌がらせ。相手の意に反して性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。

【パワー・ハラスメント(パワハラ)】

権力や地位を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉。

【ドメスティック・バイオレンス(DV)】

夫・パートナーなどの密接な関係にある主に男性から女性に対して振るわれる暴力のこと。身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力などがある。

【エンパワーメント】

力をつけること。女性が個人として、あるいは社会集団として意思決定過程に参画し自立的な力をつけること。

世界における日本の位置「HDI」と「GEM」

日本は、基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを示すDHI(人間開発指数)では8位ですが、政治及び経済活動への女性の参画を示すGEM(ジェンダー・エンパワーメント指数)では54位と大きく落ち込んでいます。

HDI(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	アイスランド	0.968
2	ノルウェー	0.968
3	オーストラリア	0.962
4	カナダ	0.961
5	アイルランド	0.959
6	スウェーデン	0.956
7	スイス	0.955
8	日本	0.953
9	オランダ	0.953
10	フランス	0.952
11	フィンランド	0.952
12	米国	0.951
13	スペイン	0.949
14	デンマーク	0.949
15	オーストリア	0.948
16	英国	0.946
17	ベルギー	0.946
18	ルクセンブルグ	0.944
19	ニュージーランド	0.943
20	イタリア	0.941
21	香港(中国)	0.937
22	ドイツ	0.935
23	イスラエル	0.932
24	ギリシャ	0.926
25	シンガポール	0.922
26	韓国	0.921
27	スロベニア	0.917
28	キプロス	0.903
29	ポルトガル	0.897
30	ブルネイ	0.894
31	バルバドス	0.892
32	チェコ	0.891
33	クウェート	0.891
34	マルタ	0.878
35	カタール	0.875
36	ハンガリー	0.874
37	ポーランド	0.870
38	アルゼンチン	0.869
39	アラブ首長国連邦	0.868
40	チリ	0.867
41	バーレーン	0.866
42	スロバキア	0.863
43	リトアニア	0.862
44	エストニア	0.860
45	ラトビア	0.855
46	ウルグアイ	0.852
47	クロアチア	0.850
48	コスタリカ	0.846
49	パナマ	0.845
50	セーシェル	0.843
51	キューバ	0.838
52	メキシコ	0.829
53	ブルガリア	0.824
54	セントクリストファー・ネイビス	0.821
55	トンガ	0.819

GEM(ジェンダー・エンパワーメント指数)

順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.910
2	スウェーデン	0.906
3	フィンランド	0.887
4	デンマーク	0.875
5	アイスランド	0.862
6	オランダ	0.859
7	ベルギー	0.850
8	オーストラリア	0.847
9	ドイツ	0.831
10	カナダ	0.820
11	ニュージーランド	0.811
12	スペイン	0.794
13	オーストリア	0.788
14	英国	0.783
15	米国	0.762
16	シンガポール	0.761
17	アルゼンチン	0.728
18	フランス	0.718
19	アイルランド	0.699
20	パナマ	0.696
21	イタリア	0.693
22	ポルトガル	0.692
23	トリニダード・トバゴ	0.685
24	コスタリカ	0.680
25	リトアニア	0.669
26	キューバ	0.661
27	スイス	0.660
28	イスラエル	0.660
29	アラブ首長国連邦	0.652
30	バルバドス	0.649
31	エストニア	0.637
32	ペルー	0.636
33	スロバキア	0.630
34	チェコ	0.627
35	マケドニア	0.625
36	ナミビア	0.623
37	ギリシャ	0.622
38	ラトビア	0.619
39	ポーランド	0.614
40	クロアチア	0.612
41	スロベニア	0.611
42	ブルガリア	0.606
43	エクアドル	0.600
44	タンザニア	0.597
45	フィリピン	0.590
46	メキシコ	0.589
47	ホンジュラス	0.589
48	キプロス	0.580
49	パナマ	0.574
50	ハンガリー	0.569
51	モーリシャス	0.562
52	ベトナム	0.561
53	ドミニカ共和国	0.559
54	日本	0.557
55	モルドバ	0.547

参考: 国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2007/2008」より

DHI指数:人間開発指数

「長寿をまっとうできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準、調整済み1人当り国民所得を用いて算出。

GEM指数:ジェンダー・エンパワーメント指数

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員、専門職・技術職、管理職に占める女性の割合及び男女の推定所得を用いて算出。

男女共同参画に関する世界、国及び長崎県の動き

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
1945年 (昭和20年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際連合発足 ・国際連合憲章採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正選挙法公布(婦人参政権) ・総理府婦人問題担当室設置 	
1964年 (昭和21年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・第22回総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布(男女平等の明文化) 	
1948年 (昭和23年)	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権宣言採択 		
1967年 (昭和42年)	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人に対する差別撤廃宣言採択 		
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部発足 ・総理府婦人問題担当室設置 	
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」始まる 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立婦人教育会館開館 ・民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に) ・第1回日本婦人問題会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題窓口設置
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ・国内行動計画策定 	
1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県婦人問題懇話会設置 ・長崎県婦人関係行政推進会議設置
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択 		
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法・家事審判法一部改正(配偶者の法定相続分引き上げ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いきがいを育てる長崎県の婦人対策策定 ・婦人問題担当企画主幹設置 ・第1回市町村担当課長会議開催
1981年 (昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> ・国内行動計画後期重点目標発表 	
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年世界会議ESCAP地域政府間準備会議」開催(東京) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍・・・父血統主義 父母両系主義) 	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」最終年世界会議開催(ナイロビ) ・「ナイロビ将来戦略」採択 ・NGOフォーラム開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」成立 ・「国民年金法」改正(女性の年金権確立・施行は昭和61年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオミニ講座「女あれこれ」開始 ・情報紙「女性ながさき」創刊
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」施行 ・婦人問題企画推進有識者会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画部婦人対策室設置
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・「2001ながさき女性プラン」策定 ・婦人対策室を女性行政推進室に改称
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ・育児休業法成立(施行は平成4年) 	
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> ・初の婦人問題担当大臣設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の委員への女性の登用促進要綱制定
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権会議(ウィーン) ・「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業生活資金創設
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府男女共同参画室発足 ・内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「2001ながさき女性プラン」第1次改定

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会開発サミット開催（コペンハーゲン） ・第4回国連世界女性会議開催（北京） 「行動綱領」「北京宣言」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法の成立・施行 ・ILO第156号条約（家族的責任条約）批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画部女性行政推進室を生活環境部女性行政推進室に改組
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ながさきキラキラ・ライフプラン～2001長崎県農山漁村女性ビジョン」策定
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置（法律） ・男女雇用機会均等法改正（平成11年施行） ・介護保険法公布（平成12年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査開始 ・日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業開始（平成9年～12年）
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画フォーラム開催
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画の促進を規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県女性問題懇話会を長崎県男女共同参画懇話会に改組 ・生活環境部女性行政推進室を県民生活環境部男女共同参画室に改組 ・ラジオミニ講座「女あれこれ」を「WithYou」に改称 ・情報紙「女性ながさき」を「男女共同参画だより」に改称
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） 「政治宣言」「成果文書」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」策定 ・ストーカー規制法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・新世紀創造フォーラム開催 ・「長崎県男女共同参画計画」策定 ・長崎県男女共同参画推進本部設置
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称：DV防止法）成立 ・「男女共同参画週間」設定（6月23日～29日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県男女共同参画推進条例制定 ・長崎県男女共同参画審議会設置 ・長崎県男女共同参画推進員設置
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法施行 ・少子化対策基本法施行 ・「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県男女共同参画基本計画」策定
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止法一部改正（暴力の定義拡大等・・・同年施行） ・育児・介護休業法一部改正（育児休業期間の延長等・・・平成17年施行） 	
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県男女共同参画推進センター開設
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法改正（平成19年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活環境部男女共同参画室を県民生活部男女共同参画室に改組 ・長崎県男女共同参画推進本部を長崎県男女共同参画推進会議に改組 ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施
2007年 (平成19年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県男女共同参画基本計画」改定

新上五島町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会づくりを目指す基本計画を策定するため、新上五島町男女共同参画基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 男女共同参画に関する基本計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 民間企業並びに公共的団体に属する者
- (3) 教育関係団体に属する者
- (4) 一般公募による者
- (5) 前4号に掲げる者のほか町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

新上五島町男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿

		氏 名	所属・役職等
1	委員長	前 田 三千代	長崎県男女共同参画推進員
2	副委員長	森 藤 敏 幸	町社会福祉協議会会長・教育委員
3	委 員	中 野 千 尋	町議会議員
4	委 員	前 田 あおい	町議会議員
5	委 員	近 藤 守	町議会議員・漁業協同組合代表
6	委 員	大 角 洋 一	町議会議員
7	委 員	道 下 陽 章	人権擁護委員
8	委 員	山 道 秋 江	前長崎県男女共同参画推進員
9	委 員	道 津 南海子	食生活改善推進員
10	委 員	島 元 一 仁	町商工会青年部長
11	委 員	近 藤 早 苗	民間
12	委 員	大 坪 文	民間
13	委 員	竹 内 なおみ	ボランティアグループ代表
14	委 員	中 村 隈 男	公募
15	委 員	荒 木 繁 行	公募
16	委 員	若 松 経 子	公募